

令和7年1月23日  
宇都宮市理財部契約課

**建設業法第20条の2第2項に基づく工期又は請負代金の額に  
影響を及ぼす事象に関する情報の通知について**

建設業法第20条の2第2項により、建設事業者は、その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす国土交通省令で定める事象（※）が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならないこととされました（建設業法（令和6年6月14日公布、12月13日一部施行））。

本市におきましても、受注者が当該通知を行う場合について、以下のとおり定められましたのでお知らせします。

※ 国土交通省令で定める事象

1. 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰  
(建設業法施行規則第13条の14第2項第1号)
2. 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰  
(建設業法施行規則第13条の14第2項第2号)

記

**1 通知様式**

別紙のとおり

**2 通知書の提出**

- ・ 請負事業者は、建設業法第20条の2第2項に該当する場合には、落札決定後、請負契約を締結するまでに、別添様式による通知書を、発注課に提出してください。

**3 適用日**

本通知日以降に請負契約を締結するものから適用